

## 9 家庭の教育力向上を図る

### 1 地域における家庭教育支援活動の促進（地域教育支援部）

地域の実情に応じた、乳幼児期からのきめ細かな家庭教育支援活動を促進するため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援する。

【平成26年度】11区市 支援人材の育成等を実施

### 2 広域的な家庭教育の啓発（地域教育支援部）

乳幼児期からの子供の教育の重要性について啓発するための資料を作成し、0歳及び小学校入学前の乳幼児を持つ全ての保護者を対象に、配布等を行う。

【平成26年度】0歳児保護者向け資料 115,000部  
小学校入学前生活リズム教材 125,000部

### 3 学校と家庭の連携推進事業（児童・生徒の保護者等に対する支援の実施）（指導部） （再掲）

「家庭と子供の支援員」等を小・中学校に配置し、学校生活等において課題のある児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる。

#### (1) 学校に「学校と家庭の連携推進会議」を設置

学校の管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員として、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応を協議する。

#### (2) 「家庭と子供の支援員」及び「スーパーバイザー」の配置

ア 「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供を行う。

イ 対応が困難なケースなどに対しては、「スーパーバイザー」（弁護士・医師・臨床心理士など）が助言する。

【平成25年度】小学校110校、中学校90校（計200校）で実施